

13年間の刑事裁判を終えて思うこと

幹事 本村 洋

平成11年4月14日、私の妻(23歳)と娘(11ヵ月)が18歳の少年に殺害されました。

事件発生当初は全国的な報道はほとんどされませんでした。私が法廷への遺影持ち込みで山口地裁と争ったことや検察側が少年へ死刑を求刑したことなどから「光市母子殺害事件」として次第に社会の関心が集まるようになりました。

刑事裁判は、事件が発生した平成11年8月から山口地裁で始まり、紆余曲折した裁判は平成24年2月の最高裁で死刑判決が下されて、ようやく終結しました。事件発生から実に13年の歳月を費やしました。

私の事件が発生した平成11年当時は、刑事司法に「犯罪被害者の権利」という概念すらありませんでした。今でも裁判を傍聴するために遺族が傍聴券を求めて裁判所に朝早くから並んだことを思い出します。

それが、この事件の裁判が終結した平成24年には「犯罪被害者等基本法」や「被害者参加・損害賠償命令制度」など、様々な犯罪被害者の権利を保障する法

律が整備・施行されています。まさに私の事件は、刑事司法の転換期に発生し、その中で刑事裁判が進行していきました。そのため私は常に“古い刑事司法”を体験しながら並行して“新しい刑事司法”を求めてあすの会と共に活動をさせて頂きました。自分の裁判には間に合わなくても、私と同じような不条理を感じる人を少しでも減らしたいという思いからでした。

そして、平成12年1月の“あすの会”決起以降、たった10年足らずで日本の刑事司法に犯罪被害者の権利を確立させたことはたいへんな偉業であり、微力ながらその活動に参加させて頂けたことを誇りに思います。

今回、事件発生当時18歳の少年に死刑判決が下されました。私達遺族の望む判決であり、社会正義を実現して下さった裁判所に心から感謝しています。

私は、この死刑判決を通して“人を殺めることの愚かさ”と“命の大切さ”が社会へ伝わることを切に願っています。そして、この世から犯罪による犠牲者が一人でもいなくなることを天国の家族と共に願い続けようと思います。

活動報告 2011年8月～2012年3月

2011年8月

- 7日 第119回関西集会
- 11日 松村代表幹事代行が、第3回「神奈川県犯罪被害者等支援施策検証委員会」に出席した。
- 29日 大会・シンポジウムの記録「一瀉千里」を発行した。

2011年9月

- 4日 第120回関西集会
- 11日 第105回幹事会
- 14日 宮園幹事が網走刑務所より依頼を受けて「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫で受刑者に向けて講話をした。
- 15日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。

- 16日 松村代表幹事代行が、法務省第2回「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に出席した。
- 17日 第105回関東集会
- 30日 松村代表幹事代行は全国犯罪被害者支援フォーラム2011にパネリストとして参加した。

2011年10月

- 2日 第121回関西集会
- 4日 松村代表幹事代行は第3回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋副代表幹事が随行した。
- 9日 第106回幹事会
- 12日 松尾幹事が飯塚市立岩公民館で福岡県犯罪被害者等支援担当職員研修会に於いて「被害者の心情・行政機関へ求めること」について講演した。

- 14日 高橋(幸)幹事、曾我部会員が「兵庫県こころのケアセンター」において「犯罪被害後を生きていく苦悩体験」を語り、犯罪被害への理解を広める講演活動をした。
- 15日 第106回関東集会
- 17日 松村代表幹事代行が法務省第3回「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に出席した。
- 18日 松村代表幹事代行が茨城県警察本部 犯罪被害者支援室より依頼を受けて支援連絡協議会課員100名を対象に講演した。
- 21日 岡本会員が北海道環境生活部くらし安全局くらし安全推進課より依頼を受けて犯罪被害者等施策研修会(内閣府)において、相談などに携わる可能性のある機関・団体の職員を対象に講演した。
- 22日 第51回九州集会

2011年11月

- 6日 第122回関西集会
- 14日 松村代表幹事代行は第4回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。被害者からのヒアリングで会員が実情を述べた。高橋副代表幹事が随行した。
- 16日 松尾幹事が福岡県直方警察署で「被害者遺族の心情と警察の捜査員に伝えたいこと」について講演した。
- 同日 林代表幹事が人権教育啓発推進センターの依頼で「人権啓発指導者養成研修会」で講演した。
- 18日 坂口会員が新潟県警察本部警務課 犯罪被害者支援室より依頼を受けて相談員・警察職員等120名を対象に講演した。
- 同日 廣瀬会員が宮崎県庁で宮崎県人権同和対策課の依頼で「突然犯罪被害者遺族になって」と題し、犯罪被害に遭われた方々の問い合わせや相談に対応する県市町村職員を対象に講演した。
- 19日 松村代表幹事代行は、兵庫被害者支援センターの依頼で「犯罪被害者が受ける社会からの2次被害—風評被害を受けた被害者の訴え—」と題しての講演を行った。
- 22日 岡本会員が早岐警察署より依頼を受け「長崎県江迎地区犯罪被害者支援ネットワーク総会」にて犯罪被害者の立場から講話をした。
- 25日 澤田会員が中野区より依頼を受けて犯罪被害者等支援について区民向けに講演をした。
- 26日 猪野幹事が犯罪被害者団体ネットワーク犯罪被害者週間全国大会にて「犯罪被害者の声」として講演

した。

- 29日 假谷幹事が法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において参考人として意見を述べた。
- 同日 岡本会員が早岐警察署より依頼を受け「長崎県早岐地区犯罪被害者支援ネットワーク」会議にて講演した。

2011年12月

- 4日 第107回幹事会
- 同日 第123回関西集会
- 10日 猪野幹事が杉並区犯罪被害者支援のつとについて「犯罪による被害者を地域で支える杉並区をめざして」とのテーマで講演した。
- 13日 小澤会員が、法務省の裁判員制度に関する検討会第8回会議のヒアリングに出席し、意見を述べた。松村代表幹事代行、高橋副代表幹事が随行した。
- 17日 第107回関東集会
- 21日 松村代表幹事代行が帯広刑務所にて「被害者の視点を取り入れた教育」の一環で講演した。
- 同日 高橋(幸)幹事、市原千代子会員が、岡山市犯罪被害者等支援条例の施行にあたり、岡山市幹部職員を対象に实际的、実務的運用をして頂けるようにと講演を行った。
- 同日 岡本会員が長崎大学教育学部にて平成23年度全学教育の一環として犯罪被害者の現状について講演した。

2012年1月

- 9日 第108回幹事会
- 同日 第124回関西集会
- 11日 佐藤由美東京都議会議員ら5議員と、「東京都犯罪被害者等条例」について意見交換をした。
- 16日 高橋(幸)幹事が、国際医療福祉大学大学院で、犯罪被害への理解を広めるための講演をした。
- 17日 高橋(幸)幹事が、国立精神神経医療研究センターで、第6回犯罪被害者メンタルケア研修会の講師として「犯罪被害体験から学んだ精神医療のあり方」について講演した。
- 19日 林代表幹事が、大阪府の依頼で「千里青雲高校」で高校生対象の講演を行った。
- 20日 関西集会有志は、奈良県警の依頼で人形劇「悲しみの果てに」を帝塚山大学にて公演した。
- 21日 第108回関東集会
- 26日 松村代表幹事代行は、第5回「犯罪被害給付制度

の拡充及び新たな補償制度に関する検討会」に出席した。被害者からのヒアリングでは会員が実情を述べた。高橋副代表幹事が随行した。

同日 宮園幹事が法テラスに関する意見交換会に出席した。

28日 第52回九州集会

2012年2月

5日 内村幹事は未解決事件に関する犯人情報を求めて千葉駅で県警協力の下、ビラ配りをした。

同日 第125回関西集会

8日 高橋(幸)幹事が、宮城県警察本部警務課 犯罪被害者支援室より依頼を受けて相談員・警察職員等を対象に講演した。

17日 岡本会員が、長崎県佐世保地区保護司会から依頼を受け第6期保護司研修会にて講演した。

18日 第109回関東集会

23日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。

2012年3月

4日 第126回関西集会

10日 林代表幹事、高橋副代表幹事は大阪弁護士会シンポジウム「犯罪被害者の経済支援」にてパネリストを務めた。

16日 林代表幹事が、大阪高裁からの依頼で、判事や職員を対象とした「犯罪被害者の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための講演および意見交換」で講師を務めた。

17日 第110回関東集会

26日 松村代表幹事代行と高橋副代表幹事は、「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」宛てに意見書を提出した。

関東・関西・九州集会、幹事会報告 2011年8月～2012年3月

関東集会報告 第105回～第110回

関東集会は8月から9月までの間に6回の集会を開催いたしました。この間に江田法務大臣から平岡法務大臣、小川法務大臣へと交代があり、死刑制度についての意見の交換がされました(3月29日には1年8ヶ月ぶりに3人について死刑が執行され、その内2人の死刑囚はあすの会会員の事件でした)。経済補償制度について検討員の松村代表幹事代行から検討会の説明を受けましたが様々の問題があることがわかりました。

加害者の矯正教育と満期出所についても議題に取り上げ、出所に対する被害者の不安と対処について話し合われました。

裁判員制度に関する検討会では小澤会員が意見を述べられたこと、これから始まると思われる被害者参加制度の見直しについても説明がされました。

ほぼ月1回の割合で、会員同士の交流と情報交換の場として開催できました。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：6月16日(土) 時間：13:00～16:50 場所：事務局までお問い合わせください。

関西集会報告 第119回～第126回

関西集会は8ヶ月間に月1回の集会を開催いたしました。

政令指定都市での被害者支援条例の制定について働きかけをいたしました。堺市議会議員山口典子氏にご出席をいただき市議会で支援条例を制定する際の助言を受けました。明石市で支援条例が制定されるに際し、明石の会員が自らの経験を開陳して役割を果たした報告がありました。2011年11月24日、神戸市長あて要望書提出後の神戸市における施策の推進と予算計上に続き、東大阪、尼崎など近隣大都市での実現

のため各会員が行動しました。支援条例に盛り込むべき施策として、固定資産税の減免、又は猶予など実効性のあるものを求めることについて意見がありました。

被害者の視点を取り入れた教育について、被害者が積極的に参加するための意見交換を行い、会員がこれまで参加した経験を交流しました。

此花パチンコ店放火事件加害者への、元司法関係者からの死刑の適否に関し、残虐刑としての死刑執行、さらに絞首刑